

# 令和 6 年度 埼玉県発達障害関係予算要望事項 に対する回答書

埼玉親の会「麦」では、令和 5 年 7 月 24 日に埼玉県知事あてに要望書を提出し、担当部局から回答を頂きましたので、全文 12 ページご報告します。

## 1 共通項目（家庭・福祉・教育・就労の連携）

### 相談窓口の一元化と「トライアングル」プロジェクトの充実

相談窓口を早期に一元化し、家庭・福祉・教育の連携「トライアングル」プロジェクトを一層推進することで、様々な情報や複合的なサービスを提供できる体制を要望します。

#### 回答

県では、発達障害に関する一次的な相談を市町村が担っていることから、市町村職員を「発達支援マネージャー」として位置づけ、発達障害者支援のための研修を実施しています。

発達支援マネージャー研修では、発達障害に関する正しい知識をはじめ、各種相談への対応、適切な支援の実施、社会資源や制度の理解、活用に関する普及など、支援の中心となるために必要なことを学んでいただきます。

また、各地域の医師や小学校教諭、家庭児童相談員などを講師として招き、地域の支援者が、発達障害児にどのような支援を行っているのかを知り、地域における連携の必要性などを学ぶ研修を実施しています。

人事異動によって発達支援マネージャーが不在となることがないように、引き続き受講人数を確保していくとともに、各地域における連携を促進し、発達障害を持つ方やその御家族が、それぞれお住まいの地域において必要な支援が日常的に受けられるよう、努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠です。

特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解や、保護者も含めた情報共有が重要です。

このような家庭・福祉・教育の連携につきましては、それぞれの地域において、学校、家庭、相談員、事業者等が参集する地域自立支援協議会等の場などを通じて、一層の連携が図られるよう、支援をまいります。

なお、放課後等デイサービス事業所が学校等の関係機関と会議を開催するなどにより情報共有を図った際には、関係機関連携加算が算定できます。

また、放課後等デイサービス事業所等の障害児通所支援事業所の情報につきまして、県ではその一覧をホームページで提供しており、今後も必要な情報の提供及び更新に努めてまいります。

【障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当】

「トライアングル」プロジェクトについては、家庭・福祉・教育が連携し、障害のある児童生徒について切れ目なく支援していくことが大切です。

福祉的なサービスを利用する際の利用計画の作成に当たっては、家庭と学校が連携し情報提供をするなど、引き続き、家庭・福祉・教育の連携を推進してまいります。

【特別支援教育課特別支援学校教育指導担当】

次ページへ続く

## 2 障害福祉

### (1) 発達障害やひきこもりにおけるオンライン相談体制の整備

外出困難者が相談できるように発達障害者支援センター・発達障害総合支援センター・精神保健福祉センターへオンライン相談体制を要望します。

#### 回答

発達障害総合支援センターや埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、専門職の職員が発達障害を持つ本人、家族からの相談に対応しています。

電話による相談のほか、来所相談やメールでの相談にも対応しているところです。

近年の新型コロナウイルス感染症対策としてWeb会議システムが急速に普及し、オンラインによる会議等の開催が増加しています。

しかしながら、Web会議システムの使用にはセキュリティ上のリスクが存在することから、使用に当たっては慎重に検討する必要があります。

発達障害総合支援センターや埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」に寄せられる発達障害に関する相談は、プライバシー性が非常に高い内容となっています。

そのため、セキュリティ上のリスクが存在する中では、Web会議システムの使用によるオンライン相談の実施は難しいと考えています。

今後も発達障害を持つ本人、家族からの相談に対して精神的な負担感が軽減できるよう対応してまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

埼玉県では、ひきこもりに特化した一次相談を「ひきこもり相談サポートセンター」が行っており、令和3年度からZOOMでのオンライン相談を開始しました。そのため、外出困難者が希望される場合、ひきこもり相談サポートセンターでのオンライン相談が可能です。

【疾病対策課・精神保健担当】

### (2) 発達障害のある人への支援

#### (ア) ひとり暮らしの発達障害者に対する居宅訪問

家族に頼れないひとり暮らしの発達障害者は、本人が問題視しなくても近隣トラブルを抱えることもあり、支援員の定期的な訪問を求めます。

#### 回答

一人暮らしの方への支援者としては、居宅に訪問するホームヘルパー等のサービス提供者や訪問看護師などが想定されます。

そうした支援者に対して、正しい理解をもって発達障害者に寄り添った支援ができるよう、引き続き研修や助言等を行ってまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

#### (イ) 発達障害者に対する社会参加事業の導入

行き場のない発達障害者に対して、社会に参加できる訓練の場を提供してください。

#### 回答

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、19歳以上の発達障害者に対する相談支援や就労準備支援等を実施しています。

また、発達障害者の経済的自立のために発達障害者就労支援センターを県内4か所に設置しています。

発達障害者就労支援センターでは、発達障害の特性があつて就労に困難を抱えている方を対象に、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着までの支援まで実施しています

また、社会参加として、企業での職場体験やボランティア体験の機会の提供も行っております。

今後も発達障害者の社会参加への支援を実施してまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

### (ウ) ケアラーとして家族介護する発達障害のある人への支援

障害特性のために、家族介護に苦勞する発達障害者に対して、適切な支援を求めます。

#### 回答

県では、令和2年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」が制定され、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、努めています。

そのためには、県だけでなく、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくことが必要です。

こうした、ケアラーへの支援に当たり、発達特性を持つ方に対する支援については特別な配慮が必要になることも考えられます。

ケアラーとして家族を介護する発達障害者が必要な情報や支援を適切に受けられるよう、努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

### (エ) ひきこもりの発達障害者に対する障害特性に応じた支援技法の確立

感覚過敏やこだわり等によって、他者と関われずひきこもる人もいるので、一般的なひきこもりとは別に障害特性に応じた支援が提供されることを望みます。

#### 回答

ひきこもりの方に対する支援は、各保健所において専門相談窓口を設置し、相談対応に当たるほか、埼玉県ひきこもり相談サポートセンターがひきこもりに特化した一次相談を行っています。

こうした中、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、障害保健福祉圏域ごとの巡回指導の中で、保健所をはじめ、地域の関係機関との支援ネットワークの構築を図っています。

地域の相談機関の職員が、正しい理解をもって障害特性に応じた支援ができるよう、引き続き研修や助言等を行ってまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

## (3) 家族（親、きょうだい、配偶者等）に対する支援

### (ア) 小学4年以上の発達障害の子どもを持つ親に対する支援体制（ピアサポートや講座等）

ペアレントメンターやペアレントトレーニング対象年齢外の親達に対して、ペアレントメンターやペアレントトレーニングに類似したピアサポート・講座等の支援が提供されることを求めます。

### (イ) 発達障害の親を持つ子どもや発達障害者のきょうだい及び配偶者等への支援

障害者支援計画の事業内容に親以外の家族支援も加え、子ども・きょうだい・配偶者等への勉強会やピア

カウンセリングを求めます。

#### 回答

県では、家族の精神的な負担感を軽減するとともに子どもへの適切な接し方を身につけていただくために家族への支援を行っております。

小学生以下のお子さんの保護者で、子どもの発達や行動が気になるなど子育てに悩んでいる方向けに、子どもの特性に合わせた効果的な関わり方、保育所・学校や友人等のコミュニケーションの疏通、対処法などを学ぶ講座などを開設しております。

また、発達の気がかりな子を持つ親を対象に、家族が日頃ストレスに感じていることや子育てについての心配な点などについて臨床心理士等が相談に応じる相談会を毎月実施しております。

その他、発達障害者総合支援センターや埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では専門職の職員が発達障害をもつ本人・家族からの相談に対応しております。

今後も家族に対してする支援を企画・実施するとともに、家族が抱える精神的な負担感を軽減できるよう努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

#### (4) 発達障害の診療待機解消のための医師の育成

発達障害を診断し対応できる医師を育成し、全年代において自宅近隣で受診できる体制を求めます。

#### 回答

県では、埼玉県医師会の後援を得て、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能となるよう、かかりつけ医等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修（かかりつけ医等発達対応力向上研修）を実施しています。

これらの研修は、医療機関の精神科医・小児科医だけではなく、発達障害と接する機会が多い学校医も対象としています。

また、小児科での発達障害の診断が広がらない要因の1つとして、診療報酬に制限がかかっていることから、診療報酬の改定を国に要望しています。

引き続き、埼玉県医師会とも連携し、県内のどこで暮らしていても困ることがないように、診療体制の強化に努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

#### (5) 発達障害の療育待機解消のための民間機関との連携

公的療育機関増設以外に、民間療育施設情報を収集公開し、子ども達が自宅近隣で療育を受けられるようなシステムを構築する等、公的療育機関待機解消の抜本的対策を望みます。

#### 回答

障害児に対して必要な生活訓練等を実施する療育の場としてのサービスを提供する施設としては、児童発達支援センター等の障害児通所支援事業がそれに該当いたします。

令和3年度の障害者福祉サービス等報酬改定により児童発達支援センター等の障害児通所支援事業に関して報酬の見直しが行なわれ、作業療法士などを配置して専門的な支援を行なった場合に加算が行なわれるようになりました。

これにより専門職を配置して療育を実施する児童発達支援センター等が増加することが期待されております。また、児童発達支援センターにつきましては本県の第6期埼玉県障害者支援計画におきまして、令和

5年度末までに各市町村または各圏域に1ヶ所以上を設置することを目標としているところでございます。

県ではこれらの障害児通所支援事業所の一覧をホームページで提供しておりまして、今後も必要な情報の提供およびその更新に努めてまいります。

【障害者支援課地域生活支援担当】

県では、発達障害者総合支援センターのホームページに障害児通所支援事業所における発達障害児へのサービス提供リストを掲載しております。

このリストには発達障害のある子どもが障害児通所支援事業所を利用する際の参考にしていただくために事業所の連絡先・発達障害児支援に係る主な専門職の配置状況、療育の内容、親への支援内容、発達障害児支援に関する設備の状況などを掲載しております。

また発達障害に関する各種相談に対応できる支援、施策の企画、立案ができるよう市町村の障害福祉担当、子育て支援担当、母子保健担当職員を対象に発達支援マネージャーの育成研修を実施しております。

さらに身近な地域でより適切な相談が受けられるよう相談支援事業所の職員を対象にした研修を令和5年度から新たに実施しております。

引き続き発達障害を持つ方やそのご家族がそれぞれにお住まいの地域において必要な支援が日常的に受けられるよう努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

次ページへ続く

### 3 教育

#### (1) 合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実

##### (ア) 全教職員に対する障害理解・子どもの人権・共生社会の理念についての研修の実施

全ての学校で、障害への理解啓発と適切な指導が行われることを望みます。

#### 回答

特別支援学校初任者研修では、「障害のある児童生徒の理解と支援」、「人権教育」、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」について、特別支援学校の教員となった者に必要な研修として位置付け実施しております。

特別支援学校中堅教諭等資質向上研修では、「インクルーシブ教育システムの実現に向けて」、「学校における人権教育」について、学校で推進する立場の教員として位置付け実施しております。

また、各特別支援学校では、「障害理解」、「人権教育」について校内研修を計画的に実施しております。引き続き、障害への理解と適切な指導ができる教員の育成に取り組んでまいります。

【特別支援教育課特別支援学校教育指導担当】

年次研修において、障害理解や合理的配慮に関する内容について、教員の経験年数に応じたテーマで計画的に研修を実施しております。

【高校教育指導課 教育課程担当】

小学校（中学校）学習指導要領においては、「通常の学級にも、障害のある児童（生徒）のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童（生徒）が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。」と記載されています。

引き続き、市町村教育委員会の担当者や小中学校等の管理職を集めた会議にて上記の内容について周知するとともに、年次研修等においても取り上げてまいります。

【義務教育指導課・学びの支援担当】

##### (イ) 通常級におけるICT活用等による特別支援教育の質の向上

GIGA スクール構想において、読み書きに困難がある発達障害の児童生徒に対し、通常授業だけでなく、テスト時にもICT機器を活用できるよう各学校へ指導徹底することを求めます。

#### 回答

校長会議において特別な支援を必要とする生徒への支援体制について、特別な支援を必要とする生徒が円滑に学校生活を送れることができるよう、個別の支援計画及び個別の指導計画などの情報を中学校から適切に引き継ぎ生徒の実態を把握した上で適切に共有し一人一人のニーズに応じたきめ細かい特別な支援に取り組み、学校を指導しております。

今後とも各学校における特別な支援を必要とする生徒に対する支援体制について学校を指導してまいります。

【高校教育指導課】

小学校及び中学校の学習指導要領においては、通常の学級においても発達障害を含む障害のある児童及び生徒が在籍している可能性があることを前提にすべての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考え

られる困難さに対する指導の工夫と意図・手立てを明確にすることが重要であると記載されています。

特別な支援を必要とする児童・生徒への支援については関係機関との連携や個々の実態把握を丁寧に進めるとともに ICT 機器の活用等も含め、個々の実態に合った適切な支援を検討できるよう市町村教育委員会の担当者や小中学校等の管理職に引き続き周知してまいります。

【義務教育指導課】

### (ウ) 在籍校で通級指導が受けられる体制整備（通級指導教室の拡充・巡回指導・ICT リモート指導）

小学校・中学校・高等学校において、「通級指導教室の増設」「教員による巡回通級指導」「ICT を活用したリモート指導」等、児童生徒が他校へ移動することなく、在籍校で通級指導が受けられる体制を求めます。

#### 回答

高等学校では通級指定校において、自校通級の形での指導体制や指導内容等、通級による指導を行っております。

連携する特別支援学校の教員が訪問して通級指定校の教員に対して指導・助言を行うとともに、臨床心理士などの専門家を派遣しての指導・助言も行っております。いただいているご要望につきましては通級指定校の成果を踏まえて研究してまいります。

【高校教育指導課】

通級による指導を必要とする児童・生徒が慣れた環境で安心して通級による指導を受けられるよう通級による指導を充実させていくことは重要であると考えています。引き続き市町村教育委員会と連携を図り通級による指導の充実を進めてまいります。

【義務教育指導課】

### (エ) 家庭における学習指導と学校の教科指導との連携（有効なソフト・アプリの柔軟な使用）

学校の教科指導に問題ない限り、家庭で有効な学習方法を学校でも使用できる連携姿勢を求めます。

#### 回答

生徒それぞれの教育的ニーズが多様であることを念頭に置き、生徒一人一人のニーズに応じた支援ができるよう取り組んでまいります。

【高校教育指導課】

小学校及び中学校の学習指導要領においては、通常の学級においても発達障害を含む障害のある児童・生徒が在籍している可能性があることを前提に、すべての教科等において一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの場の過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図・手立てを明確にすることが重要であると記載されています。

特別な支援を必要とされる児童・生徒の支援については関係機関との連携や個々の実態把握を丁寧に進めるとともに家庭とも連携・協力を含め、個々の実態に合った適切な支援を検討できるよう市町村教育委員会の担当者や小中学校等の管理職に引き続き周知してまいります。

【義務教育指導課】

## (2) スクールカウンセラーの充実

県内学校に勤務するスクールカウンセラーを増員し、児童生徒や保護者がカウンセリングを受けやすい環境になることを望みます。



## 回答

子供たちへの支援には、スクールカウンセラー等の専門職を学校が効果的に活用することで、教員の資質向上や各学校の教育相談体制の充実を図ることが重要です。

スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の事業を活用し、小・中学校全校へ配置しており、令和5年度において小学校への配置日数を拡充しました。

県立高校については、令和5年度に全日制高校の配置を18校から30校に配置を拡充するとともに、定時制高校10校にも継続して配置しております。なお、定時制高校については、10校を拠点に他の定時制高校に派遣できる体制となっており、配置校以外の全日制高校については、要請に基づいて教育事務所配置のスクールカウンセラーを派遣して支援する体制となっています。

また、令和4年度より、県立高校、特別支援学校（高等部）を対象とした、スクールカウンセラーによるオンラインツールを活用した相談を週5日行っています。

今後も引き続き、スクールカウンセラーの配置・活用方法の工夫などにより、学校の教育相談体制の一層の充実を図ってまいります。

【生徒指導課 総務・登校支援・中退防止担当】

### (3) 生涯学習における発達障害の理解啓発

身近な公民館で障害のない方を対象とした発達障害の理解啓発講座を実施し、発達障害者が地域で周囲の理解のもと生活できるように、県民に学習機会を提供することを望みます。

## 回答

県では発達障害に関する理解啓発を図るため、発達障害についてわかりやすく解説した動画を作成し、先玉県公式動画アカウント「サイタマどうが」で公開しています。動画はYouTubeでの公開になっており、好きな時間に誰でもが学ぶことができるようになっています。

また、市町村等の依頼に応じて市町村が実施する発達障害に関するセミナー等に発達障害者総合支援センターの職員を講師として派遣し、発達障害に関する理解啓発を行っております。

引き続き県民の発達障害に関する理解が進むよう努めてまいります。

【障害者支援課】

### (4) 職業教育の充実とキャリア教育コーディネーターの活用

社会参加と自立に向けた職業教育は重要で、地域と教育現場をつなぐキャリア教育コーディネーターの活用を求めます。

## 回答

県立高等学校においては希望する学校に高等学校就職支援教育ジョブサポートティチャーを配置し、生徒に望ましい職業観、勤労観を身につけさせ、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するとともに就職支援の充実を図っております。

また就職指導に関する専門的な知識、経験を活かし生徒へのキャリアカウンセリング、面接指導、教職員への指導、助言などを行なう就職支援アドバイザーを配置しており、多くの生徒に対してきめ細かな指導が受けられる取り組みを実施しております。

【高校教育指導課】

次ページへ続く

## 4 就労

### (1) 就労支援機関における就労選択支援の導入

障害者本人の希望を尊重し、一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげることを望みます。

#### 回答

「就労選択支援」制度の運用に当たり、担い手となる事業者等の育成・指導については、県としても重要な課題と認識しておりますが、これは全国的な課題であり、国の制度において解決すべきものと考えております。

県としては、国に対して、担い手となる事業者等の育成・指導について、適切な支援制度の創設等を行うよう要望を行ってまいります。

また、担い手となる事業者等として、各市町村が指定する相談支援事業者等が想定されることから、各市町村や事業者等に対して必要な情報の提供に努めてまいります。

【障害者支援課 施設支援担当】

### (2) 発達障害の特性に応じた企業や職種の新規開拓

ニューロダイバーシティの取り組みを推進し、発達障害の強みを生かした職種を企業に周知する等、新規開拓件数を増やすことを望みます。

#### 回答

県では、障害者雇用総合サポートセンターにおいて雇用企業の開拓から雇用支援、職場定着まで障害者雇用の総合的な支援をしております。

そのうち職場開拓につきましては、地域のハローワークと連携して障害者雇用率を達成していない企業を訪問し、障害者雇用についての理解を深めていただき、具体的な雇用の提案へとつなげていくしております。

適した仕事がないという企業に対しては実際に職場を見せていただき、こういう仕事、この仕事のこの部分ならできる、こういうふうに工夫すればできるといった具合に障害特性に応じた配慮事項なども含めて提案させていただいております。

また、セミナーなどで先進的な障害者雇用の取り組みを紹介したり、実際に企業見学会を開催し、障害者雇用の現場を見ていただくなどしております。

こうした中で発達障害の障害特性を活かした取り組み支援の紹介なども検討してまいります。

【雇用労働課】

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、毎年埼玉労働局と埼玉県経営社協会と共同で、企業支援セミナーを開催しております。

このセミナーには発達障害者の雇用の検討をする企業その他、多くの就労支援機関の方にも参加をいただいております。事業者からの説明の他、既に発達障害者を雇用している企業の体験談をご紹介するなど、発達障害者の雇用の促進につなげることを目的として開催しております。

また、県内4か所に設置している発達障害者就労支援センターでは、職場実習等を通じて発達障害者が雇用先で適切な支援と配慮があれば十分働けることを理解していただけるよう実習の受け入れの開拓を行っております。発達障害者の就労支援につきましては、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」と4か所の発達障害者就労支援センターが定期的に情報を共有し、効果的に推進するよう努めております。

引き続き雇用する側である企業や就労支援機関等の支援者に対する啓発を行い、発達障害者の強みを活か

すことができる職場が増えるよう努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

### (3) ICT を活用した効果的な発達障害者就労支援技法の情報提供

ICT を活用することで発達障害者の仕事の幅は広がります。ICT による新しい職種や就業形態を埼玉県ホームページに掲載し、事業所へ広く情報提供することを望みます。

#### 回答

ICT を活用した発達障害者の活躍は国において紹介され承知しております。県においても同様な具体的な取り組み事例が確認できた際には、好事例としてセミナーでの紹介や企業見学会の開催などで広く周知してまいりたいと思います。

【雇用労働課】

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では発達障害者の雇用推進につなげることを目的として毎年埼玉労働局、埼玉県経営者協会との共催で支援企業セミナーを開催しています。

また、4か所に設置している発達障害者支援センターでは職場実習等を通じて発達障害者が雇用先で適切な支援と配慮があれば十分働けることをご理解いただけるよう企業へ働きかけを行っております。

支援等については専門的な機関である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者職業総合センター等で研究を行っております。ここでの研究成果などをセミナーや働きかけを行う際に参考にすることにより、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」や発達障害者就労支援センターにおける支援の充実に努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

### (4) 発達障害者のスキルアップ研修の拡充

発達障害者が就労後も働きながら必要なスキルを習得するために、技術だけでなく社会性など幅広い研修を開催することを望みます。

#### 回答

発達障害者就労支援センターでは、発達障害の特性があって就労に困難を抱えている方を対象に、就労相談やワークサンプル幕張版を活用した職業能力評価を行い、目指すべき雇用形態・業種・職種等の把握し、障害福祉サービスの受給決定の有無にかかわらず、就労に向けた訓練を実施しています。

就労訓練では、オフィスを再現し、会社での業務の流れを体験するとともに、パソコン操作や電話のかけ方などのビジネスマナー、面接の仕方などを実践的に学んでいます。

また、グループワークを通じて、職場で必要となる対人コミュニケーションのスキルを学ぶトレーニングを実施するなどの社会性を高める訓練も行っています。

そのほか、求人情報の収集支援や企業やハローワーク等への同行支援などの就職活動支援、就労後の職場・訪問等による定着支援を実施しています。

就職後に利用者が職場の悩みを相談したり、利用者同士が集まって話をしたり、気持ちをリフレッシュできるように、夕方や休日にセンターへ気楽に立ち寄れる機会も設けています。

引き続き、発達障害者が必要なスキルを習得し、就労及び職場定着できるよう努めてまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

### (5) 事業所における発達障害の合理的配慮情報の周知徹底

事業所による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されますが、発達障害の合理的配慮は分かりにくい  
ため、発達障害のある人への合理的配慮の方法について周知徹底することを求めます。

## 回答

県では、障害者雇用総合サポートセンターによる雇用開拓、企業への雇用提案などの雇用支援、ジョブコーチの派遣などを行っております。

職場定着の各場面において合理的配慮の提供について説明・助言を行ない、企業の理解が深められるよう取り組んでおります。

また、事業所の要請に応じて出前講座による対応をしています。

加えて民間企業の従業員の方などを対象にジョブサポーター研修を実施し、発達障害の特性を理解し、職業性格上の阻害要因や配慮すべき事項について理解を深めていただいております。

今後も引き続き事業所における発達障害への理解が深まるよう取り組んでまいります。

【雇用労働課】

県では、発達障害の特性があつて就労に困難を抱える方を対象に、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援する発達障害者就労支援センターを設置しています。

発達障害者就労支援センターでは、企業説明会の開催や企業の人事担当者がセンターの利用者に向け企業が求める人物像や業務内容などを説明するとともに、就職した利用者から企業向けに仕事の内容や配慮してもらいたいことなどを発表することにより相互理解を深めております。

また、センターでは発達障害者は雇用先で適切な支援と配慮があれば十分働けることを企業に理解してもらうために、実習の受け入れの働きかけも行っております。

企業実習を受け入れていただく際には発達障害者に適した業務内容を提案するとともに、利用者の得手不得手などの障害の特性を説明してまいります。

発達障害者は職場の人たちが戸惑う言動をしたり急な業務内容の変更や環境の変化に対応できなかつたりすることが多く、それが離職につながってしまうケースがあります。

就職した後も企業が発達障害の特性を理解して雇用が継続できるよう、今後とも支援を行ってまいります。

【障害者福祉推進課障害福祉担当】

以上